

あがの民商ニュース



新商連役員学習交流会 2 納税者の権利と税務調査

講師 浦野 広明 税理士
立正大学法学部客員教授



浦野税理士は不公正な税制をただす会で、韓国消費税の仕組みを視察してきました。

「韓国の消費税は買い物をすると誰が誰に物を売ったかレジスタのようなもので国税庁のコンピュータと連動している。すべての取引を国税庁が把握する制度となっている。日本が始めようとしているインボイス制度も取引内容が税務署に知られるようになる。弁護士・税理士・医師も秘密を守る法律が守れなくなってしまう。非常に危険なことだ」と述べました。

「インボイスは国が国民を義務は税務署側にあるものだと述べました。」

税理士は他人の求めに応じて業務を行うが、立会人は納税者が所属する団体構成員であるため他人の求めに応じての立ち会いではない、税理士法違反と述べるのは憲法21条が保障する結社の自由を侵害している。守秘義務は税務署側にあるものだと述べました。

安倍9条改憲NO!

全国市民アクション@新潟

憲法学習会



2日、新潟市のユニゾンプラザで「安倍改憲NO! 前項市民アクション@新潟憲法学習会」が開かれました。

講演「日本国憲法の持つ平和力、誰一人取り残さない政治のために」

講師のうち越さんは、「権力を縛る憲法を権力者が変えたがっている、悪夢のようなことだ」と訴えました。

消費税の請求書について

10月から消費税率が10%になりました。

民商会員さん（建設業）から「請求書はどうすればよいのか」と問い合わせがありました。

請求書は「9月末までの売上8%、10月から10%と小計で区分して請求書を発行するか」、「9月末までの請求書・10月から締日までの請求書を一枚ずつ発行する方法」があると思います。

手書きであればどちらでも対応できますが、パソコンソフトではどうなるかはソフトによります。

飲食料等を扱っている事業者は毎月消費税を区分した請求書を発行しなければならぬ。金銭受領で値引きも気をつけなければなりません。

値引いた金額が消費税8%か10%なのかと、内訳の記載が必要です。

更に詳しくは商工新聞10月14日号を読んでみましょう。

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1721

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

最低賃金がかかります

10月6日（日）から新潟県の最低賃金は下記の通りとなります。

● 時間額 **830円**

はじめての事業計画書作り 経営を「見える化」しよう

人気の中小企業診断士の上品忍先生と一緒にSWOT分析や事業計画書にふれてみませんか。

とき **10月20日（日）午後13:30～**

場所 **ANAクラウンプラザホテル新潟**

参加費 **1,000円**

講師 **上品忍氏 中小企業診断士**
申し込みは **10/10まで**

主催 **新商連・県青協**

阿賀野民商旅行会より

- 日時 10月27日（日）
28日（月）
- 参加費 25,000円
- 旅先 菱野温泉（長野県）

民商旅行会の日程が決まりました。

キャッシュレスポイント 還元への買い物

10月1日に、会員さんがコンビニでタバコをキャッシュレスで購入し、レシートを民商に持ってきてくれました。（学習のため）

タバコの価格は増税前と変わっていませんが、キャッシュレス還元で以前より安く購入できていました。

消費税増税は社会保障のためと言いつつ、税金で税金を安くしているわけですから、社会保障はよくなるわけないですよ。